

(2) 必要な方のみ提出する書類

世帯の状況等		添付書類
離婚調停中（住民票上、別住所である）の方		裁判所の調停事件係属証明書、または調停期日呼出状などのコピー
同居家族に障害者の方がいる方		障害者手帳等のコピー
就学前の きょうだいが	幼稚園（認定こども園幼稚園部含む）に入園することが決まっている。	在園（予定）証明書、または入園決定書 ※当該施設様式
	特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している、または利用することが決まっている。	在籍証明書、または施設利用の開始が決まっていることがわかる資料（内定通知や入園料の領収書等のコピー）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">令和6年4月から 令和6年8月の 利用者負担額</div> <p>令和5(2023)年 1月1日現在の住所が</p> <p>（※父母祖父母、児童と 同一住所に居住する すべての方が対象）</p>	<p>海外勤務期間等により 国外に居住していた方</p> <p>（日本で課税されていない方）</p>	<p>令和4（2022）年1月から12月までの</p> <p>①海外勤務期間中の所得額・控除額等が分かる書類 （例：会社発行の給与支払い証明書、給与明細等） ②国外で無収入の場合は無収入を証明する書類 上記①または②のいずれかのコピー※外国語で記載されている証明書類については、その和訳文の添付をお願いします。</p>
	<p>牛久市外の方</p> <p>情報連携により課税状況等を 保育課で確認させていただきます。 ただし確認（取得）が出来 なかった場合は右欄の提出を求 めることがあります。</p>	<p>令和5年度証明（令和4年1月から12月までの収入に係る証明）</p> <p>①住民税課税証明書（または非課税証明書） ②住民税特別徴収税額の決定通知書[給与天引きの方] ③住民税計算明細書[納税通知書の方] 上記①から③のいずれかのコピー※令和5年1月1日現在の住所地で発行</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">令和6年9月から 令和7年3月の 利用者負担額</div> <p>令和6(2024)年 1月1日現在の住所が</p> <p>（※父母祖父母、児童と 同一住所に居住する すべての方が対象）</p>	<p>海外勤務期間等により 国外に居住していた方</p> <p>（日本で課税されていない方）</p>	<p>令和5（2023）年1月から12月までの</p> <p>①海外勤務期間中の所得額・控除額等が分かる書類 （例：会社発行の給与支払い証明書、給与明細等） ②国外で無収入の場合は無収入を証明する書類 上記①または②のいずれかのコピー※外国語で記載されている証明書類については、その和訳文の添付をお願いします。</p>
	<p>牛久市外の方</p> <p>情報連携により課税状況等を 保育課で確認させていただきます。 ただし確認（取得）が出来 なかった場合は右欄の提出を求 めることがあります。</p>	<p>令和6年度証明（令和5年1月から12月までの収入に係る証明）</p> <p>①住民税課税証明書（または非課税証明書） ②住民税特別徴収税額の決定通知書[給与天引きの方] ③住民税計算明細書[納税通知書の方] 上記①から③のいずれかのコピー※令和6年1月1日現在の住所地で発行</p>
※書類の未提出や未申告により市区町村民税が不明の場合は、利用者負担額（保育料）を最高階層として決定いたします。		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">利用者負担額 （保育料）</div> <p>0～2歳児で</p>	<p>新規に口座登録を 希望する方</p> <p>在園きょうだいと同じ 保育料※口座を 希望する方</p> <p>※保育園給食費の 振替口座は不可</p>	<p>①「口座振替依頼書」</p>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">保育園給食費</div> <p>3～5歳児で</p>	<p>公立を利用する方</p> <p>私立を利用する方</p>